

○内閣府令第六十五号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行に伴い、並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十一条の二十三において準用する同法第五条第一項、第九条第一項、第三項及び第五項並びに第十条の二第二項並びに第四十四条第一項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十一月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（風俗営業の許可申請書の添付書類）」に改め、同条第九号中「第十一号において」

を「以下」に、「第六条の二」を「第七条」に改め、同条第十一号中「第七条」を「第八条」に改める。

第二条の見出しを「（風俗営業の営業所の構造及び設備の軽微な変更）」に改める。

第二十四条の見出しを「（電磁的記録媒体による手続）」に改め、同条第一項中「第二十二条第一項」を

「第二十七条第一項」に、「記録したフレキシブルディスク」を「記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（

電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。」に、「フレキシブル

ディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条を第二十九

条とする。

第二十三条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十二條第一項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第二十七条とし、第十七条から第二十一条までを五条ずつ繰り下げ、第十六条の次に次の五条を加える。

（特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類）

第十七条 第一条（第十一号を除く。）の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第五条第一項

の内閣府令で定める書類について準用する。この場合において、第一条第五号中「法第二条第二項」とあるのは「法第二条第十二項」と、「法第三条第一項」とあるのは「法第三十一条の二十二」と、同条第九号中「第七条各号」とあるのは「第二十三条において準用する令第七条各号」と読み替えるものとする。

（特定遊興飲食店営業の営業所の構造及び設備の軽微な変更）

第十八条 第二条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項の内閣府令で定める軽微な変更について準用する。

（構造及び設備の変更等に係る届出書の記載事項）

第十九条 第三条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項及び第五項の内閣府令で定める事項について準用する。

（構造及び設備の変更等に係る届出書の添付書類）

第二十条 第四条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第九条第三項の内閣府令で定める書類について準用する。

（特例特定遊興飲食店営業者の認定申請書の添付書類）

第二十一条 第五条の規定は、法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第二項の内閣府令で定める書類について準用する。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号（第29条関係）

電磁的記録媒体提出票

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第27条第1項の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。
年 月 日

国家公安委員会殿

提出者の名称及び事務所の所在地

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項

- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 備考
- 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
 - 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載する。
 - 3 該当事項がない欄は、省略する。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この府令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令に規定する様式による書面については、この府令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。